

## 役員候補者推薦基準に関する内規

日本ゲシュタルト療法学会規約Ⅲ-7-(2)における理事の推薦について次の基準を定めるものとする。

1. 理事による次期理事候補者の推薦は理事総数の50%以内とする。
2. 推薦に当たっては、本学会の理念と事業の継続性に配慮し、今後の事業運営に寄与することが望ましいと思われる者、今後の学会発展のために熱意を持ち積極的に貢献できる者とする。

附則

本内規は平成27年7月18日より施行する。